

『黒字申告6年連続の増加 法人税等申告事績—国税庁』

国税庁は先般、平成28事務年度における法人税等の申告事績を取りまとめた。清算中法人を除く法人数は307万9千件(前事務年度比1.0%増)、申告件数は286万1千件(同1.3%増)。申告所得金額の総額は63兆4,749億円(同3.2%増)で7年連続増加となり、過去最高となった。一方、申告税額の総額は11兆2,372億円(同1.3%減)と、6年連続の増加から一転して減少を見せた。

黒字申告件数は95万件(同4.8%増)、黒字申告割合は33.2%(同1.1ポイント増)で、いずれも6年連続の上昇。黒字申告1件当たり所得金額は、6,679万円(同1.6%減)であった。申告欠損金額の総額は11兆9,162億円(同13.1%減)、赤字申告1件当たり欠損金額は624万円(同12.8%減)と、いずれも大きく減少。地方法人税の税額は5,823億円(同12.6%増)であった。源泉所得税等の税額は17兆379億円(同5.0%減)で、7年ぶりの減少。各税額としては給与所得で10兆4,858億円(同2.0%増)、配当所得で3兆9,140億円(同15.3%減)、利子所得で3,365億円(同15.2%減)、特定口座内保管上場株式等の譲渡所得で2,353億円(同59.1%減)となった。



『役員給与の功績倍率の損金算入平均の1.5倍まで—東京地裁』

元代表取締役Xに支給した役員退職給与を全額損金算入して確定申告をしたところ所轄税務署が更正処分を行った事案で、東京地裁は処分を一部取り消す判決を下した。原告は新潟県に本店を置く法人。Xは平成20年に死亡、役員退職慰労金規定に基づき4億2000万円が支給された。この額をXの最終月額報酬(240万円)と勤続年数(27年)で除して計算した功績倍率は6.49倍。税務署は県内で原告と同じ条件の5法人を機械的に抽出し、その平均功績倍率である3.26倍に240万と27年を乗じた2億1124万円が相当で、これを超える額は法人税法34条2項の「不相当に高額な部分」としていた。

同地裁は、平均功績倍率を少しでも超えると直ちに不相当だとの考え方はあまりに硬直的だと指摘。

また、納税者は税務署のような厳密な調査を行って同業類似法人の支給状況を考慮することは難しいとして、事後的な調査による平均功績倍率から相当程度の乖離を許容するのが妥当とした。その上で、平均功績倍率の1.5倍までであれば、退職給与として相当と認められる額を超えないと判示。本件では3.26に1.5を乗じた4.89倍で計算した3億1687万を超える額のみが「不相当に高額な部分の金額」に当たると判断した。



出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます